

平成30年3月22日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教 育 政 策 課
2	山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について	教 育 政 策 課
3	「教員育成指標」の策定について	教 職 員 課
4	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の策定について	教 職 員 課
5	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高 校 教 育 課 特別支援教育推進室

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成29年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成30年(2018年)3月22日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
周南市立 三丘小学校	教頭	村田 みづえ	35年	平成30年2月22日 死亡退職

議案第2号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和36年山口
県教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年（2018年）3月22日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる」を削り、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

改
正
案

(削る)

第六条 (略)

現
行

時的な見守り等の支援を行う施設又は学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に当該子を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く場合における当該職員

三 条例第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員

第六条 (略)

改正案

現行

○山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則

○山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則

昭和三十六年七月一日
山口県教育委員会規則第八号

昭和三十六年七月一日
山口県教育委員会規則第八号

第一条〜第四条 (略)

第一条〜第四条 (略)

第五条 所属長は、職員(条例第三条第三項の規定により週休日
を設けられ、及び勤務時間を割り振られた職員を除く。)から
請求があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、そ
の者の始業及び終業の時刻を教育長が別に定める特定の時刻
とすることができる。

第五条 所属長は、次に掲げる職員(条例第三条第三項の規定によ
り週休日^{を設けられ、及び勤務時間を割り振られた職員を除く。})から
請求があつた場合においては、第二条の規定にかかわ
らず、その者の始業及び終業の時刻を教育長が別に定める特定の
時刻とすることができる。

(削る)

一 小学校就学の始期に達するまでの子(条例第三条第三項第一
号において子に含まれるものとされる者を含む。次号において
同じ。)がある職員

(削る)

二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部
に就学している子がある職員が児童福祉法(昭和二十二年法律
第百六十四号)第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイ
サービスを行う施設若しくは同法第六条の二第二項に規定する
放課後児童健全育成事業を行う施設、同法第十四項に規定する
子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う
場所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律(平成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一
項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間 及び休憩時間に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

時差出勤を本格実施することにより、交通渋滞による身体的負担の軽減等を図るとともに、多様な働き方を可能とすることで一日の時間を有効に使い、ワーク・ライフ・バランスの両立を実現する。

2 改正の概要

今年度、試行的に実施した時差出勤について、育児・介護を行う職員のみが選択可能であった時間帯においても、全職員が選択可能とする。

実施期間		平成30年度 (本格実施)	平成29年度 (試行)
選択 可能時間	① 7:30～16:15	全職員	全職員
	② 7:45～16:30		育・介のみ
	③ 8:00～16:45		全職員
	④ 8:15～17:00		育・介のみ
	⑤ 8:45～17:30		育・介のみ
	⑥ 9:00～17:45		全職員
	⑦ 9:15～18:00		育・介のみ
	⑧ 9:30～18:15		全職員

(育・介：育児又は介護を行う職員)

※原則の勤務時間は8時30分から17時15分までとする。

※県民サービスに影響が出ないよう、公務に支障のない範囲で認める。

※執務時間、休憩時間に変更なし。

3 施行日

平成30年4月1日

「山口県教員育成指標」(案)の概要

教職員課

1 策定について

世代構成の不均衡による知識・技能の継承や複雑化・多様化する課題等への対応のため、教員一人ひとりの資質能力の向上に向け、成長段階に応じた体系的・効率的な取組が必要

教育公務員特例法改正 (H28.11 改正、H29.4 施行)

「山口県教員育成指標」の策定

- ・大学等、学校、市教委、県教委が指標を共有、連携して人材育成の取組を推進
- ・一人ひとりの教員が自らのよさと課題を踏まえ、目標を設定し、資質能力の向上を図る

2 概要について

〈対象校種〉小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(各校種共通)

〈対象職種〉教諭、養護教諭、栄養教諭、管理職(職の専門性に配慮)

〈キャリアステージ〉採用時、若手【自立・向上期】、中堅【充実期】、ベテラン【発展期】

3 活用について

《大学等において》

- ◇ 教員養成の目標として
- ◇ 教職大学院のカリキュラム改善の基準として

《学校現場において》

- ◇ 教員自らが自己の資質能力を把握し、キャリアステージに応じてその向上を図るための目標を設定する指標として
- ◇ 組織的にOJTを推進するために共有される指標として
- ◇ 目標管理等に係る面談等において共有される指標として
- 《教育委員会において》
- ◇ 新規に採用する教員に対して求める資質能力を示すものとして
- ◇ 効果的・効率的な研修体系・研修計画の基礎・基盤として
- ◇ 研修の効果検証の方途として

4 内容について

キャリアステージ		採用時	若手 【自立・向上期】	中堅 【充実期】	ベテラン 【発展期】
求められる資質能力		○教育目標の理解 ○情熱、意欲、チャレンジ精神	○活力を与える役割 ○実践的指導力	○ミドルリーダー ○高い専門性	○様々な校務等の責任者 ○企画力・調整力
職	区分				
教諭	学習指導	授業計画、授業実施、評価、授業研究・授業改善			
	生徒指導・教育相談	児童生徒理解、教育相談(カウンセリング)、問題行動への対応			
	その他の教育活動	人権教育、進路指導・キャリア教育、特別支援教育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関すること			
	学校運営等	学級(学年)経営、校務分掌への取組、組織的學校運営への参画、学校安全、家庭・地域・関係機関等との連携、人材育成、法令遵守			

養護教諭	保健管理・保健教育	保健管理、保健教育、健康相談
	生徒指導・教育相談	児童生徒理解、教育相談（カウンセリング）、問題行動への対応
	その他の教育活動	人権教育、進路指導・キャリア教育、特別支援教育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関すること
	学校運営等	校務分掌への取組、保健室経営、組織的學校運営への参画、学校安全、家庭・地域・関係機関等との連携、人材育成、法令遵守
栄養教諭	食の指導	食に関する指導
	生徒指導・教育相談	児童生徒理解、教育相談（カウンセリング）、問題行動への対応
	その他の教育活動	人権教育、進路指導・キャリア教育、特別支援教育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関すること
	学校運営等	校務分掌への取組、給食管理（栄養管理、衛生管理）組織的學校運営への参画、学校安全、家庭・地域・関係機関等との連携、人材育成、法令遵守

求められる資質能力		○国や県、市町の動向、学校の状況、教育課題や地域の期待の把握 ○高い教育的識見、揺るぎない使命感、明確かつ具体的なビジョン、マネジメント能力 ○家庭や地域との連携・協働、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくり	
区分	職	教頭・部主事	校長・副校長
管理職	管理職としての素養	知識・識見、組織運営力、コミュニケーション力、危機管理能力	
	学校運営	組織的な運営体制づくり、ビジョンの構築・具現化、家庭・地域・関係機関等との連携、学校安全、会計管理、学校施設・設備の活用・管理、学校評価、業務改善	
	学校教育の管理	人権教育、学力向上、生徒指導・教育相談、健康管理・体力向上、進路指導・キャリア教育、特別支援教育	
	教職員の人材育成	教職員理解、教職員評価、教職員研修、人事管理、服務監督・綱紀保持	

5 今後の予定について

- 3月中に関係機関に通知、県教委Webページに掲載
- 4月当初の県市町教育委員会教育長会議、高等学校長等校長会議等で説明、各学校において職員会議等で周知

6 前回協議（2月）からの修正点

【教諭】（下線部修正）

キャリアステージ	採用時	若手【自立・向上期】	中堅【充実期】	ベテラン【発展期】
授業実施	修正前	○授業の中で情報機器等を積極的に活用した指導を行っている。	○授業の中で情報機器等を効果的に活用し、児童生徒の学力向上につなげている。	○情報機器等の活用について、専門性の向上を図りながら、他の教員に対して適切に助言している。
	修正後	○ICTを始めとした教材・教具の活用など、効果的な授業の在り方について理解している。	○授業の中でICT等を積極的に活用した指導を行っている。	○ICT等の活用について、専門性の向上を図りながら、他の教員に対して適切に助言している。

キャリアステージ		採用時	若手【自立・向上期】	中堅【充実期】	ベテラン【発展期】
授業研究・授業改善	修正前	○模擬授業や教育実習における授業実践等の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。	○校内で日常的に <u>授業を開き、他の教員の指導・助言や授業評価を受け</u> 、自己のよさや課題に気付き、授業改善に努めている。	○校内、地域、市町等での研究授業を積極的に行い、授業評価も踏まえながら授業力の向上に努めている。	○他の教員に対して、助言を積極的に行い、授業研究や教材開発に取り組む雰囲気づくりに努めている。
	修正後	○模擬授業や教育実習における授業実践等の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。	○日常的に <u>授業を公開し、他の教員や地域の方々の指導・助言や授業評価を受け</u> 、自己のよさや課題に気付き、授業改善に努めている。	○校外の教員等を対象とした研究授業を積極的に行い、授業評価も踏まえながら授業力の向上に努めている。	○他の教員に対して、助言を積極的に行い、授業研究や教材開発に取り組む雰囲気づくりに努めている。

【教諭、養護教諭、栄養教諭】(内容追加)

キャリアステージ	採用時	若手【自立・向上期】	中堅【充実期】	ベテラン【発展期】
組織的・学校運営への参画	○児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、効率的な業務遂行が必要であることを理解している。	○教員として必要な知識・技能を高めるとともに、限られた時間の中で最大限の効果をあげるよう努めている。	○教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができるよう、効率的・効果的な学校の指導・運営体制の構築に向け、具体的な提言をしている。	○持続可能な学校の指導・運営体制の構築に参画するとともに、教職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現を呼びかけている。

【管理職】(文言追加)

(区分) 《修正前》素養に関すること → 《修正後》管理職としての素養に関すること

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」(案)の概要

教職員課

1 プラン策定に当たって

新学習指導要領への対応も含め、長時間勤務の是正や教員が学習指導などの本来担うべき業務に集中できる環境の整備に向け、学校における働き方改革の加速化が必要

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」

めざすもの

- 持続可能な学校の指導・運営体制の構築
- 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現

2 目標・期間

○目標 平成29年3月に定めた業務改善目標を、当面の目標として位置付ける。

平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減
※平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。

○期間 当面、目標の期限である平成32年3月まで

※取組の検証、国のガイドライン等を踏まえ平成31年3月に改善・見直し

3 取組の推進体制

- 教育庁内に「学校における働き方改革推進室」を設置して、改革に係る施策等の企画及び総合調整、適切な進行管理を実施
- 「学校における働き方改革推進会議」において、市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開
- 「地域連携教育アドバイザー」を活用し、保護者・地域との連携による改革を推進

4 取組の概要

○3つの柱と、それを具体化した13の取組による働き方改革の加速化

3つの柱	13の取組	内容等
柱1 業務の見直し・効率化	① 事業・校務等の総点検と精選	調査や会議等の精選・簡素化
	② 統合型校務支援システムの導入	校務の電子化による効率化(県立高校・中等教育学校)
	③ 校務支援ツールの改修・活用促進	校務の電子化による効率化(小・中学校)
	④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理	学校・教師が担う業務について、保護者・地域等との役割分担について検討
柱2 勤務体制等の改善	⑤ 勤務時間管理の適正化	ICカード等の整備による出退勤管理
	⑥ 意識改革を図る研修の充実	組織管理、時間管理等に関する研修の充実
	⑦ 部活動の在り方の整理	休養日・活動時間、運営体制等の検討
	⑧ 留守番電話の導入	時間外の留守番電話対応(県立学校)
	⑨ メリハリのある働き方のルール化	「時差出勤」「最終退校時刻」「学校閉庁日」「ノー残業デー」等の設定
柱3 学校支援人材の活用	⑩ 学校業務支援員の配置	事務的業務を補助する人材配置への支援
	⑪ 地域連携活動支援員の配置	地域連携業務を補助する人材配置への支援
	⑫ 部活動指導員の配置	部活動の顧問を担当する人材の配置・支援
	⑬ 地域連携教育アドバイザーの活用	家庭・地域との連携の推進

5 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

- (県教委) 本プランに基づく各種取組を積極的に展開
- (市町教委) 県教委の取組等を参考に、主体的な取組の推進
- (学校) 教育委員会からの助言・支援のもと、各学校の課題に応じた取組の推進

6 進行管理

- 「学校における働き方改革推進室」を中心に、取組の検証・改善
- 学校現場の実態・ニーズ、国の動向等を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを実施

7 今後の予定

- 各市町教委、各学校へ送付、県教委Webページに掲載
- 4月当初の県市町教育委員会教育長会議、公立高等学校等校長会等で説明、各学校において職員会議等で周知

8 前回協議(2月)からの修正点

- (プラン15ページ)「柱2.勤務体制等の改善、⑨メリハリのある働き方のルール化」の具体的取組に「時差出勤」を加える。

ア 時差出勤の設定

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施します。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分または1時間、早くする、または遅くすることができるものとします。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF POLITICAL SCIENCE
1100 SOUTH EAST ASIAN BLVD
CHICAGO, ILLINOIS 60607

1980

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

100 SOUTH MICHIGAN AVENUE, CHICAGO, ILLINOIS 60605

1980

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

100 SOUTH MICHIGAN AVENUE, CHICAGO, ILLINOIS 60605

1980

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

100 SOUTH MICHIGAN AVENUE, CHICAGO, ILLINOIS 60605

1980

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

100 SOUTH MICHIGAN AVENUE, CHICAGO, ILLINOIS 60605

100 SOUTH MICHIGAN AVENUE, CHICAGO, ILLINOIS 60605

100 SOUTH MICHIGAN AVENUE, CHICAGO, ILLINOIS 60605

議案第5号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則第2号）
の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年（2018年）3月22日

山口県教育委員会

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

機械科	3	35
工業科	3	—

機械科	3	35
-----	---	----

を に改め、「全日

に改め、

「全日

に改め、

世羅町立高等学校は、平成28年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表中山口県立下関中央工業高等学校の項を削り、山口県立下関工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立下関工業高等学校	下 関 市	本 校				夜	機械科	3又 は4	—							科 機 械 科 は、平成28年度から 定時制課程生徒募集を停止 する。
--------------	-------	-----	--	--	--	---	-----	----------	---	--	--	--	--	--	--	---

別表の1の表山口県立奈古高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「25」を「27」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「46」を「38」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「22」を「25」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「38」を「41」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「41」を「42」に改め、同表山口県立山南総合支援学校の項中「46」を「35」に改め、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「66」を「60」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「22」を「30」に改める。

現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程			専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学定員	学科	第1学定員	学科	修業年限	第1学定員	

(略)

山口県立小野田工業高等学校	山陽小野田市	本校			35										
			機械科	3	40	夜	機械科	3又は4	40						全日制課程情報科学科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
			情報科学科	3	二										
			電子情報科	3	40/35										
化学工業科	3	40/35													

(略)

山口県立下関北高等学校	下関市	本校	普通科	3	105										
山口県立下関中央工業高等学校	下関市	本校	機械・造船科	3	二	夜	機械科	3又は4	二					全日制課程機械・造船科、建築科、土木科及び化学工業科は、平成28年度から生徒募集を停止する。	
			建築科	3	二										
			土木科	3	二										
			化学工業科	3	二										
山口県立下関工業高等学校	下関市	本校	機械科	3	二	夜	機械科	3又は4	二					全日制課程機械科、電気科及び電子科並びに定時制課程機械科は、平成28年度から生徒募集を停止する。	
			電気科	3	二										
			電子科	3	二										

(略)

山口県立萩商工高等学校	萩市	本校	総合ビジネス科	3	35										
			情報デザイン科	3	35										
			機械・土木科	3	35										
			電気・建築科	3	35										
山口県立奈古高等学校	阿武郡阿武町	本校	普通科	3	二									全日制課程普通科及び生物資源科学科は、平成28年度から生徒募集を停止する。	
			生物資源科学科	3	二										

新旧対照表

改正案

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略)

山口県立小野田工業高等学校	山陽小野田市	本校	機械科	3	35	夜	機械科	3又は4	40					
			電子情報科	3	35									
			化学工業科	3	35									

(略)

山口県立下関北高等学校	下関市	本校	普通科	3	105									
山口県立下関工業高等学校	下関市	本校				夜	機械科	3又は4	二					定時制課程機械科は、平成28年度から生徒募集を停止する。

(略)

山口県立萩商工高等学校	萩市	本校	総合ビジネス科	3	35									
			情報デザイン科	3	35									
			機械・土木科	3	35									
			電気・建築科	3	35									

現 行

別表
2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学 校 の 名 称	学 校 の 位 置	本 校 又 は 分 校 の 別	幼 稚 部		小 学 部	中 学 部	高 等 部						備 考
			保 育 年 限	幼 児 収 容 定 員	修 業 年 限	修 業 年 限	学 科	修 業 年 限	第 1 学 年 生 徒 定 員	専 攻 科			
										学 科	修 業 年 限	第 1 学 年 生 徒 定 員	
山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本 校			6	3	普通科	3	27				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本 校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	25				
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	41				
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本 校			6	3	普通科	3	42				
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	35				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	16				
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本 校			6	3	普通科	3	60				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本 校	3	15	6	3	普通科	3	30	理療科	3	8	
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	30				
山口県立萩総合支援学校	萩 市	本 校			6	3	普通科	3	30				

改正案

別表

2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部						備考
			保育 年限	幼児 収容 定員			修業 年限	修業 年限	学 科	修 業 年 限	第1 学年 生徒 定員	専 攻 科	
					学 科	修 業 年 限						第1学 年生 生徒 定員	
山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本 校			6	3	普通科	3	27				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本 校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	25				
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	41				
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本 校			6	3	普通科	3	42				
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	35				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	16				
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本 校			6	3	普通科	3	60				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本 校	3	15	6	3	普通科	3	30	理療科	3	8	
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	30				
山口県立萩総合支援学校	萩 市	本 校			6	3	普通科	3	30				

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 平成28年4月に下関工科高等学校を開校して、下関中央工業高等学校を募集停止したことに伴い、平成29年度末をもって下関中央工業高等学校の在籍者がなくなり、同校が廃止となるため。
- (2) 平成28年4月に奈古高等学校を分校化して、萩高等学校奈古分校を開校したことに伴い、平成29年度末をもって奈古高等学校の在籍者がなくなり、同校が廃止となるため。
- (3) 平成28年4月に下関工科高等学校を開校して、下関工業高等学校を募集停止したことに伴い、平成29年度末をもって下関工業高等学校全日課程の在籍者がなくなり、同課程が廃止となるため。
- (4) 平成28年4月に小野田工業高等学校情報科学科を募集停止したことに伴い、平成29年度末をもって同科の在籍者がなくなり、同科が廃止となるため。
- (5) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。

2 概要

- (1) 別表の1の表山口県立下関中央工業高等学校の項を削除する。
- (2) 別表の1の表山口県立奈古高等学校の項を削除する。
- (3) 別表の1の表山口県立下関工業高等学校の項のうち、全日課程を削除する。
- (4) 別表の1の表山口県立小野田工業高等学校の項のうち、情報科学科を削除する。
- (5) 別表の4の表岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、宇部総合支援学校、豊浦総合支援学校の高等部の定員を改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

報告事項

番号	件名	主管課
1	平成31年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について	教職員課

平成31年度(2019年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、平成31年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科(科目等)

選考区分	志願区分(校種等)	教科(科目等)	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、外国語(英語)、家庭、農業、工業、商業、水産、福祉 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
		高等部	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(美術)、外国語(英語)、家庭、農業、工業、商業 高等部の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。
	養護教諭		
	栄養教諭		
身体障害者を対象とした選考		全ての志願区分(校種等)の教科(科目等)	
教職大学院修了見込者特別選考		全ての志願区分(校種等)の教科(科目等)	
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育、音楽、美術 高等学校の保健体育	
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考		小学校	
博士号取得者特別選考		高等学校の理科	
看護科教諭特別選考		高等学校の看護	

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。

中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあつては、一つの教科(科目等)に限り志願できます。

ただし、以下の1～9に示す組合せについては併願が可能です。(いずれか一つの組合せに限りません。)

	選考区分	第1志願	第2志願
1	一般選考	中学校	小学校
2	一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3	一般選考	特別支援学校中学部	小学校
4	一般選考	中学校音楽	特別支援学校中学部音楽
5	一般選考	特別支援学校中学部音楽	中学校音楽
6	一般選考	中学校美術	特別支援学校中学部美術
7	一般選考	特別支援学校中学部美術	中学校美術
8	スポーツ・芸術特別選考	中学校保健体育	高等学校保健体育
9	スポーツ・芸術特別選考	高等学校保健体育	中学校保健体育

【注】第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bで出願する者は併願できません。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

(2) 受験年齢について

昭和44年4月2日以降に生まれた者

※ 第一次試験免除者Aにあつてはこの限りではありません。

(3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者

ただし、次の志願区分（校種等）及び教科（科目等）については、それぞれに掲げる要件も満たす者

ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。

イ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者（併願も含む。）は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。

ウ 社会人特別選考における高等学校の工業若しくは水産又は看護科教諭特別選考を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿掲載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(4) その他

各選考区分における要件に該当する者

ア 身体障害者を対象とした選考

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 介護者なしで教員としての職務の遂行が可能な者

イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に（出願時点で）教職大学院に在籍し、平成31年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

ウ 社会人特別選考

次の①又は②のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

① 現に（出願時点で）民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科（科目等）に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの

なお、高等学校の工業又は水産を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のウ参照）

② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの

エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成25年4月1日以降のものに限る。

□ スポーツ分野（※）

① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者

② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者（ただし団体戦の場合には、正選手であった者）又はその者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

□ 芸術分野

③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

平成29年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

キ 看護科教諭特別選考

相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のウ参照）

5 選考試験の試験項目

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 身体障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 特別支援教育専門【注2】 実集団面接【注3】	適性検査 個人面接 集団面接
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 実集団面接【注3】	小論文
教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門 実技【注3】	実技【注4】
スポーツ・芸術特別選考 看護科教諭特別選考	個人面接 集団面接	

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。
なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校又は特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

第一次試験免除者A	<p>○昨年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>平成30年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成30年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p>
第一次試験免除者B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <p>① 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）</p> <p>② 他の都道府県において、平成30年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者</p> <p>③ ②の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者</p>
教職専門免除者A	<p>○「第一次試験免除者B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）については、第一次試験の教職専門を免除します。</p>
教職専門免除者B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）</p> <p>ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。</p>

7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

平成30年5月10日（木）予定

(2) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京営業本部、山口県大阪営業本部、山口県内各市町教育委員会

(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（☎083-933-4550）

8 志願書類の受付等

(1) 受付窓口（提出先）

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

(2) 受付期間

平成30年5月11日（金）～6月1日（金）

(3) 出願時の留意事項

（持参する場合）

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。ただし土日は除きます。

（郵送する場合）

平成30年6月1日（金）の消印のものまで受け付けます。

（インターネットによる場合）

一般選考（一部を除く。）及び山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に限り、出願ができます。

なお、平成30年5月11日（金）午前9時～5月25日（金）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

(4) 身体に障害がある志願者への受験時の配慮

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技試験の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字、手話通訳による受験等の配慮をしますので、出願時に志願書に記載するとともに、教職員課まで連絡してください。

9 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期日	平成30年7月14日（土）、15日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 [東京会場] 國學院大學たまプラーザキャンパス（横浜市）【注1】

【注1】東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考（小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、農業、工業、商業、水産、福祉））
- 教職大学院修了見込者特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 社会人特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 博士号取得者特別選考

【注2】身体障害者を対象とした選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科教諭特別選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期日	小学校：平成30年8月18日(土)～21日(火) (予備日：8月25日(土)、26日(日)) 小学校以外の志願区分(校種等)：平成30年8月18日(土)、19日(日)
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、山口県立山口農業高等学校 ※[東京会場]では実施しません。

10 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿掲載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、平成30年8月7日(火)に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果(採用候補者名簿掲載予定者)の発表は、平成30年10月3日(水)に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、平成31年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「平成31年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 採用については、採用候補者名簿掲載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿掲載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 平成31年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成33年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成33年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成33年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 平成31年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成32年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・平成32年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること。
 - ・平成32年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

11 主な変更点

<選考に当たっての考慮事項を追加>

- 選考に当たって、複数の学校種又は複数の教科の普通免許状を所有している者を対象に考慮していますが、そのうち特に考慮する者として、次の①又は②に該当する者を対象に加えます。
 - ① 志願区分が特別支援学校以外の受験者で、特別支援学校教諭免許状を所有している場合
 - ② 志願区分が特別支援学校の受験者で、5つの特別支援教育領域(視・聴・知・肢・病)の免許状又は5つの特別支援教育領域に相当する免許状を所有している場合
- 選考に当たって、次の①又は②に該当する者を考慮の対象に加えます。
 - ① 社会教育主事講習を修了した者
 - ② 社会教育主事養成課程を修了した者(大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位(24単位)を修得した者)

